

平成28年12月27日
中部地方整備局

道路協力団体の第1回指定として2団体を指定しました。

－民間団体等による道路管理の充実を目的とした制度による活動がスタート－

- 中部地方整備局では、国が管理する国道(直轄国道)について、道路協力団体制度^{注)}が創設されて初めてとなる公募を平成28年11月7日から行いました。
- 今回申請いただいた団体について審査した結果、平成28年12月27日付けで下記2団体を、道路協力団体に指定しましたのでお知らせします。

法人等の名称：富士山朝霧高原景観管理協議会

【業務を行う道路の区間】

- 国道139号
静岡県富士宮市猪之頭地先
静岡県富士宮市麓地先
静岡県富士宮市麓地先～同市根原地先
静岡県富士宮市根原地先

【業務の内容】

- ・歩道等の除草・清掃
 - ・食事施設、購買施設等の設置
 - ・集約案内サインの設置の研究
 - ・道路景観に関する普及・促進
- ※具体的な内容については今後道路管理者との協議の上決定します。

法人等の名称：特定非営利活動法人 ア・ピース・オブ・コスモス

【業務を行う道路の区間】

- 国道42号
三重県北牟婁郡紀北町小山浦地先
三重県北牟婁郡紀北町相賀地先
三重県尾鷲市南浦地先

【業務の内容】

- ・植栽帯の維持管理・清掃
 - ・食事施設等の設置
- ※具体的な内容については今後道路管理者との協議の上決定します。

○指定された法人等の名称等の情報は、別紙1でご確認下さい。

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、本年4月に創設されました。制度の概要については、別紙2をご覧ください。制度の概要は以下のHPでも確認ができます。

【道路協力団体HP】

<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/dourokyoryoku/index.html>

1. 配付資料:別紙1(指定の状況)、別紙2(「道路協力団体制度」リーフレット)
2. 配布先:中部地方整備局記者クラブ、静岡県政記者クラブ、富士宮記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重第二県政記者クラブ、尾鷲記者クラブ、熊野市政記者会

<問い合わせ先>

中部地方整備局

道路部計画調整課 課長 兵藤 真

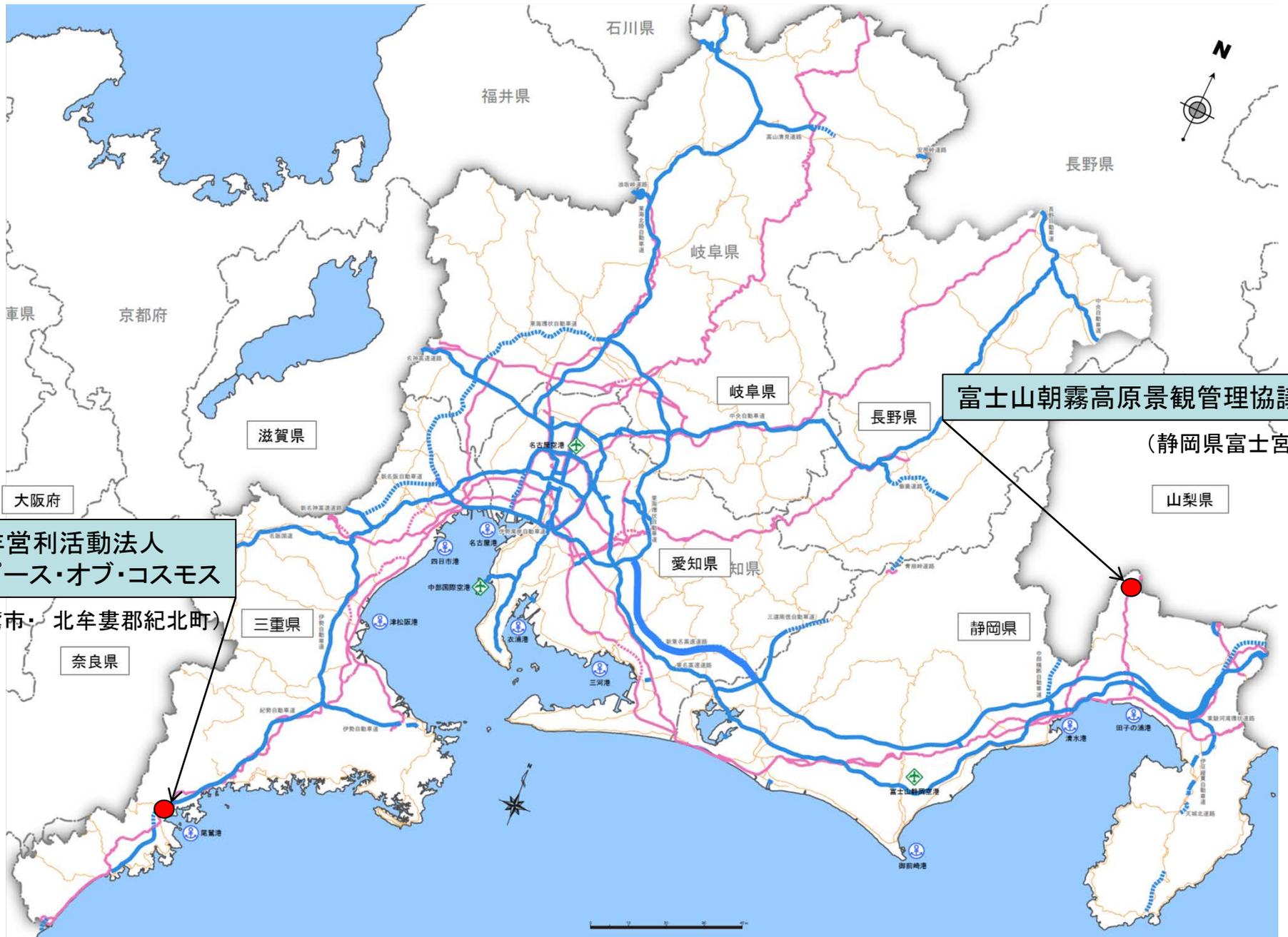
課長補佐 宮原 敏

直通電話:052-953-8171

道路協力団体指定の状況(中部地方整備局管内)

指定番号	指定年月日	道路協力団体に 指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
国(中部地方整備局)静岡第1号	平成28年12月27日 (初回指定:平成28年12月27日)	平成31年12月26日まで	富士山朝霧高原 景観管理協議会	静岡県静岡市 葵区安東2-22-24
国(中部地方整備局)紀勢第1号	平成28年12月27日 (初回指定:平成28年12月27日)	平成31年12月26日まで	特定非営利活動法人 ア・ピース・オブ・コスモス	三重県津市上浜町 6丁目224番地104

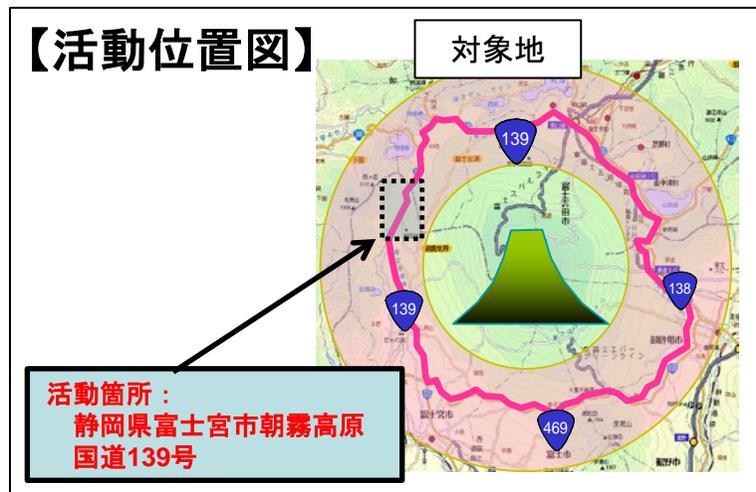
中部地方整備局道路協力団体 指定団体概要(1/2)



特定非営利活動法人
ア・ピース・オブ・コスモス
(三重県尾鷲市・北牟婁郡紀北町)

富士山朝霧高原景観管理協議会
(静岡県富士宮市)

○法人等の名称：富士山朝霧高原景観管理協議会



【業務の内容】

- ・歩道等の除草・清掃
- ・食事施設、購買施設等の設置
- ・集約案内サインの設置の研究
- ・道路景観に関する普及・促進

※具体的な内容については今後道路管理者との協議の上決定します。

【これまでの活動状況】



H27年10月 除草活動実施状況

○法人等の名称：特定非営利活動法人 ア・ピース・オブ・コスモス



【業務の内容】

- ・植栽帯の維持管理・清掃
- ・食事施設等の設置

※具体的な内容については今後道路管理者との協議の上決定します。

【これまでの活動状況】



H28年10月 アジサイの剪定状況

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

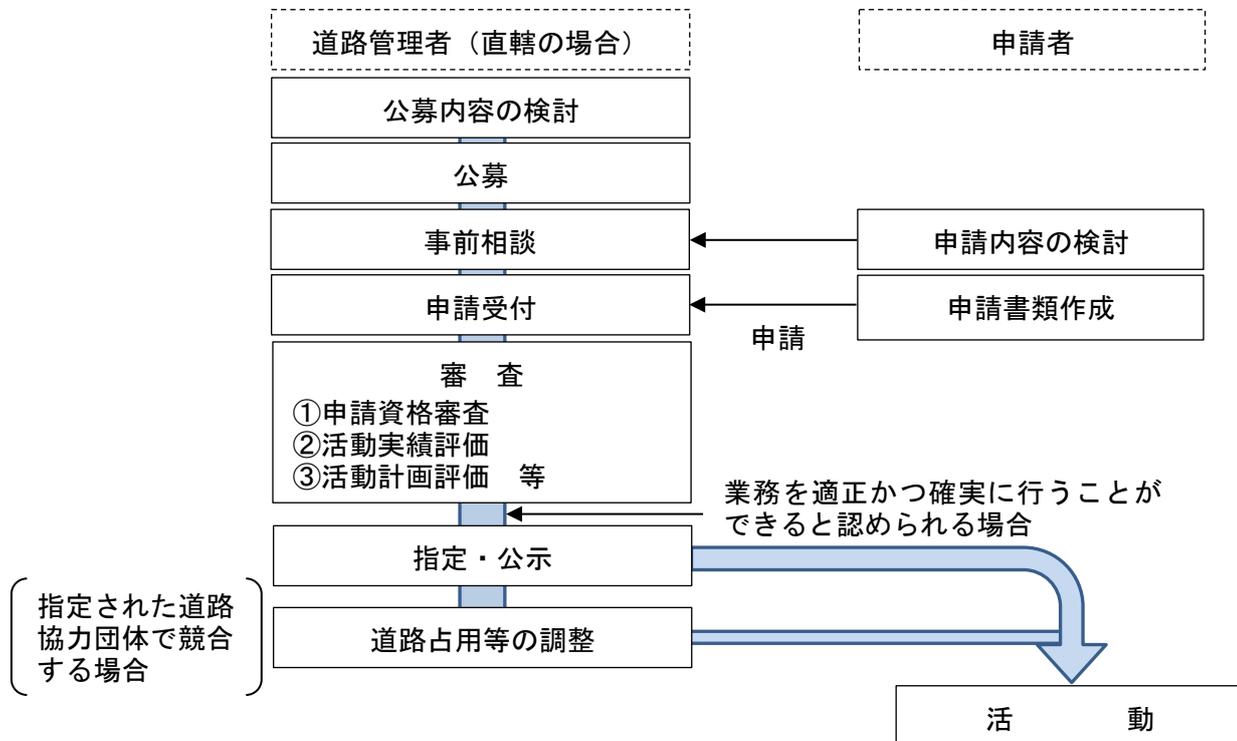
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



問合せ先 中部地方整備局 道路部 計画調整課
 電話番号 052-953-8171
<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/dourokyoryoku/index.html>